

滋 生 多 第 1 3 6 号  
令和 3 年 (2021 年) 6 月 4 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の法律第 4 条第 1 項の規定に基づき  
標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 4 項の規定に基づき、貴審議  
会の意見を伺います。

## 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

### 1. 計画の概要

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき都道府県が定めるものである。

当計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を目的としたもので、環境大臣が定める基本指針に即した形で、地域の実情に即して計画を策定するもの。

#### ○現計画（第12次鳥獣保護管理事業計画）の主な内容

1. 計画期間
2. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
3. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
4. 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
5. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
6. 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
7. 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
8. 鳥獣の保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
9. 傷病鳥獣への対応、感染症への対応事項、鳥獣の保護および管理についての普及など

### 2. これまでの経過

第9次鳥獣保護事業計画	平成14年4月1日～平成19年3月31日
第10次鳥獣保護事業計画	平成19年4月1日～平成24年3月31日
第11次鳥獣保護事業計画	平成24年4月1日～平成29年3月31日
第12次鳥獣保護管理事業計画	平成29年4月1日～令和4年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和4年4月1日～令和9年3月31日

### 3. 今後の予定

時 期	概 要
令和3年6月	環境審議会へ諮問
令和3年7月	関係機関への意見照会および担当者会議 (素案検討 市町、事務所、関係団体等)
令和3年8月	環境審議会自然環境部会審議（素案について）
令和3年10月	環境・農水常任委員会報告（素案について）
令和3年10月	環境審議会自然環境部会審議（答申案について）
令和3年11月	環境審議会から答申
令和3年11月	県政経営幹事会議報告（計画案について）
令和3年12月	環境・農水常任委員会報告（計画案について）
令和3年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和4年3月	環境・農水常任委員会報告（県民政策コメント実施結果）
令和4年3月	計画の策定・公表

#### 4. 13次計画に係る主な変更項目

(1) 野生鳥獣に由来する感染症対策に関する事項

- ①鳥インフルエンザや豚熱、その他感染症を含めた対応指針の追加等を行う。
- ②感染症に対し鳥獣の保護の観点、管理の観点の両面からの対応について指針を示す。

(2) 鳥獣の捕獲等に関する事項

- ①ツキノワグマの錯誤捕獲防止対策および許可基準に関する見直しを行う。
- ②現行の鳥獣捕獲の許可基準に関して必要な見直しを行う。

(3) 人材育成に関すること

狩猟免許試験や更新講習などについて、鳥獣捕獲の担い手の負担軽減のため柔軟な運用を推進するなどの取組について検討する。

(4) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護管理員（県職員）は令和2年度から鳥獣巡視員（有償ボランティア）に変更したため、それに伴う見直しを行う。

※各種項目について、今年度環境省が示す指針に即して必要な変更を行う。

その他、各市町等の関係機関への照会や、審議会の意見を踏まえ検討を行う。

※参考

根拠条文

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
(平成十四年七月十二日)  
(法律第八十八号)

(基本指針)

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。)を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

(中略)

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
  - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
  - 三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項
  - 四 第九条第一項の許可(鳥獣の管理の目的に係るものに限る。)に関する事項
  - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項
  - 六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合には、その作成に関する事項
  - 七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項
  - 八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
  - 九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

(平一八法六七・平二三法一〇五・平二六法四六・一部改正)